

## 身体拘束等の適正化のための指針

この指針は、社会福祉法人県央福祉会（以下「法人」という。）の身体拘束の適正化を図るための指針とする。

（身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方）

第1条 身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重して、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解して、拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない利用者支援の実施に努めることを目的とします。

2 身体拘束とは、障害者虐待防止法等で「正当な理由なく利用者の身体を拘束すること」は身体的な虐待に該当する行為であると定義されており、具体的に以下の行為が該当行為として挙げられています。

- (1) 車いすやベッド等に縛り付ける
- (2) 手指の機能を制限するためミトン型の手袋をつける
- (3) 行動を制限するために介護衣（つなぎ服）を着させる
- (4) 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する
- (5) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (6) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

3 事業所は、身体拘束に関して次の方針を定め、すべての職員に周知徹底します。

- (1) 身体拘束を許容する考え方はしない
- (2) 身体拘束廃止に向けて常に努力する
- (3) 「やむを得ないこと」として安易に身体拘束を行わない
- (4) 身体拘束を行わないための創意工夫を怠らない
- (5) 利用者の人権を最優先に考慮する
- (6) 福祉サービスの提供に自信と誇りを持つ
- (7) 身体拘束の廃止に向けてあらゆる手段を講じる
- (8) 他に手段がない時に限り、利用者・家族に十分な説明を行ったうえで最低限の身体拘束を行う。
- (9) 身体拘束を行った場合、その行為を廃止する努力を怠らず、身体拘束ゼロを目指す

（身体拘束適正化委員会その他事業所内の組織に関する事項）

第2条 法人では、身体拘束等の廃止に努める観点から、「身体拘束適正化委員会」を組織します。なお、本委員会の運営責任者（委員長）は所長とします。

- 2 身体拘束適正化委員会は、その性質上、同様に法人内に設置する虐待防止委員会と一体的に運営・実施していきます。
- 3 身体拘束適正化委員会は、委員長が招集し、年に1回以上開催します。
- 4 身体拘束適正化委員会では、次のような内容について協議するものとします。
  - (1) 身体拘束適正化委員会その他、法人内の組織に関すること
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備に関すること
  - (3) 身体拘束等の適正化のための職員研修の内容に関すること
  - (4) 身体拘束等について、法人職員が相談・報告できる体制整備に関すること
  - (5) 法人職員が身体拘束等を把握した場合、行政への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
  - (6) 身体拘束等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる、再発の確実な防止策に関すること
  - (7) 再発防止策を講じた際に、その効果について評価すること

(身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針)

第3条 法人職員に対する身体拘束等の適正化のための研修内容は、身体拘束等に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、身体拘束等の適正化を徹底するものです。

- 2 職員研修は、年1回以上行います。また、新規採用時には必ず研修を実施します。
- 3 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録・保存します。

(法人事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針)

第4条 身体拘束等の事案については、そのすべての案件を身体拘束適正化委員会に報告するものとします。この際、委員長が、定期開催の同委員会を待たずして報告を要すると判断した場合は、臨時的に同委員会を招集するものとします。

(身体拘束発生時の対応に関する基本方針)

第5条 利用者本人または他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急時にやむを得ず身体拘束等を行わなければならない場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。なお、「利用者本人または他の利用者等の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ない場合」に身体拘束等が認められるのは、「切迫性」「非代替性」「一時性」の3つの要件を満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されている場合に限りま

- 2 やむを得ず身体拘束等を行う場合の3つの要件を以下に示します。
  - (1) 切迫性

利用者または他の利用者等の生命、身体または権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。「切迫性」を判断する場合には、身体拘束を行うことにより利用者の日常生活等に与える影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで、利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要がある。

#### (2) 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える支援の方法がないこと。「非代替性」を判断する場合には、いかなる場合でもまず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用者等の生命または身体を保護するという観点から代替手法が存在しないことを複数の職員で確認する必要がある。また、拘束方法も利用者の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択しなければならない。

#### (3) 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。「一時性」を判断する場合には、利用者の状態像等に応じて必要な最も短い拘束時間を想定する必要がある。

3 やむを得ず身体拘束等を行う際の手続きについては、事業所ごとに以下の手順に従って実施します。

##### (1) 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束等を行う時には、担当職員または関係者で身体拘束等の要性や原因、解決方法を検討し、支援会議等において組織として慎重に決定します。身体拘束等を行う場合には、身体拘束等の態様および時間、緊急やむを得ない理由を、個別支援計画書の備考欄等に記載します。

##### (2) 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分説明をして了解を得ます。「身体拘束等に関する同意書」に、個別状況による身体拘束等が必要な理由、方法、場面・時間帯および時間、その際の利用者の特記すべき心身の状況並びにその他必要な事項を記載し、利用者等に説明と同意を得るとともに、身体拘束等に関する必要事項を記載した個別支援計画書とともにこの同意書を交付します。

##### (3) 行政への相談、報告

身体拘束を行う場合、必要に応じて行政機関、身体拘束適正化委員会に相談・報告をします。利用者支援の様々な問題を事業所だけで抱え込まず、関係機関と連携する中で多角的な視点から助言や情報を得るように努めます。

##### (4) 必要な事項の記録

身体拘束等を行った場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録します。また、継続して身体拘束等の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束等の解消に向けた取り組み方針

や目標とする解消時期などを統一した方針の下、利用者個々人のニーズに応じた個別支援を検討します。身体拘束等の観察と検討の結果、身体拘束等を解消した場合、直近の支援会議で報告します。

(利用者、家族等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第6条 本指針は、各事業所において利用者等がいつでも閲覧することができます。また、法人ホームページにも掲載します。

(その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項)

第7条 第3条に定める研修会のほか、社会福祉協議会等により提供される身体拘束等の適正化に関する研修等にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう、職員一同常に研鑽を図ります。

附則

この指針は、令和4年4月1日より施行します。